

令和6年度介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣及び厚生労働大臣表彰事業者募集要項（三重県）

1. 表彰の目的

内閣総理大臣や厚生労働大臣が、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が特に優れた介護事業者を表彰し、その功績をたたえ、広く紹介することを通じ、もって、介護職員の働く環境改善を推進することを目的とする。

2. 表彰の対象者

介護サービス事業所・施設等のうち、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上等に係る取組について、顕著な功績が見られた以下の事業者を対象とする。

事業者については、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づく以下のサービス事業所・施設等とする。また、各介護予防サービス、介護予防支援及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含むこととする。

なお、本表彰の対象は、介護事業者（事業所・施設等）単位であり、運営法人単位ではない。

訪問系サービス事業所	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所、居宅療養管理指導事業所
通所系サービス事業所	通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所
短期入所系サービス事業所	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所
多機能型サービス事業所	小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所
介護施設等	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

3. 表彰の要件等

（1）表彰の対象となる取組（アからウまでの取組のうち1つ以上実施していること）

ア 事業所の賃金、休暇等に係る事業所内の各種制度の整備等により、職員の待遇改善につながっている取組

イ 職員の採用時からの計画的な研修実施やキャリアパスの明示、資格取得に対する支援制度の確立等により、職員の人材育成につながっている取組

ウ 介護ロボット・ICT 等のテクノロジーの活用等により、事業所における業務課題を解決し、職員の業務負担の軽減や提供サービスの質の確保等の介護現場の生産性向上につながっている取組

(2) 法令等の遵守

- ① 介護保険法、老人福祉法、高齢者の居住の安定確保に関する法律、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の関係法令を遵守していること。
- ② 社会保険（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- ③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有していないこと。

4. 表彰の種類

(1) 内閣総理大臣表彰

特に優れた取組を行う事業者を数名程度

(2) 厚生労働大臣表彰

① 優良賞：優れた取組を行う事業者を数名程度

② 奨励賞：上記以外の事業者（著しく不適当と判断された者を除く。）

5. 表彰等のスケジュール（予定）

3月11日：県への推薦の申込期限

4月中旬頃：県が推薦事業者を決定

4月下旬頃：県が国へ事業者を推薦

6月頃：国の選考委員会による選定

夏頃：表彰式の開催

6. 推薦の方法

以下の提出期限までに、提出資料を三重県医療保健部長寿介護課に提出すること。

<提出書類>

(1) 介護職員の働きやすい職場環境づくり 推薦事業者調書（様式1）

(2) 関係法令遵守報告書（様式2）

(3) 様式1の補足資料（※必要に応じて提出してください。）

・補足資料は10ページ以内としてください。

・様式1のどの内容に関する補足資料なのか分かるように作成してください。

<推薦対象者>

三重県内の事業者（事業所・施設等）であり、上記「2. 表彰の対象者」「3. 表彰の要件等」を満たしていること。

<提出期限>

令和6年3月11日（月）【必着】

<提出方法>

県の電子申請・届出システム（LoGoフォーム）から提出

<https://logoform.jp/form/8vMX/500333>

<その他 推薦に係る留意事項>

※1法人につき1事業者（事業所・施設等）の申込とする（同一の法人が運営する事業者を複数申込むのは不可）

※応募は自薦、他薦を問わないが、他薦の場合は、「推薦事業者が表彰を希望すること」「表彰の要件を満たすこと」等について推薦者が全て確認したうえ申込すること。

※内閣総理大臣表彰及び厚生労働大臣表彰優良賞を受賞した事業者に対する表彰式を実施する予定であるため、表彰された場合は、事業者の代表者及び介護職員等現場の職員が出席すること。

※三重県選考基準の評価ポイントの一つである「みえ働きやすい介護職場取組宣言」の制度については、以下をご覧ください。

<https://www.miewel-1.com/sengen/>

7. 推薦事業者の選定方法

提出書類の内容を基に、別紙「三重県選考基準」の評価項目・ポイントに基づいて、県選考委員会にて審査を行い、推薦する事業者（事業所・施設等）を選定します。また、必要に応じて実地確認等を行います。

なお、次のいずれかに該当する介護サービス事業所・施設等は選定しません。

・過去3年以内に介護保険法に基づく指定の取消し等の処分を受けた場合

・過去3年以内に都道府県労働局により労働基準関係法令に違反するとして公表された場合

また、応募にあたり提出された資料等の内容に虚偽がある場合、当該事業者等に重大な法令違反若しくは行政処分等が発覚した場合又は知事が推薦にふさわしくないと判断した場合には、推薦の取消しを行います。

8. 推薦事業所の決定

（1）三重県から国への推薦数

2事業者以内

※県選考で50点以上の事業者であること。

※該当者が2事業者を超える場合は、得点の上位2事業者を推薦。

(2) 推薦事業者の決定

4月中旬頃に、選定結果をお知らせします。

(3) その他

県から国へ推薦する際に、追加で資料の提供・提出済みの書類の修正などをお願いする可能性があります。

9. お問合せ先

三重県医療保健部長寿介護課 居宅サービス・介護人材班（渡邊）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

電話：059-224-2262

E-mail : chojus@pref.mie.lg.jp

10. その他

本募集要項のほか、「令和6年度介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣及び厚生労働大臣表彰推薦要領（国要領）」等に記載の内容についてもご確認のうえ、申請ください。

別紙 三重県選考基準

評価項目	評価ポイント	配点
①介護職員の働きやすい職場環境づくりに資する取組であること	<p>○職員の待遇改善に係る取組がなされているか。 (取組の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明確な給与体系の導入、休暇の取得促進や育児や介護との両立支援に関する制度の導入など、多様な人材が働きやすい環境を整備する取組 ・介護ロボット等テクノロジーを活用することによる腰痛対策など、職員が安心して安全に働ける環境を整備する取組 <p>○人材育成に係る取組がなされているか。 (取組の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な採用、新規採用職員に対する計画的な研修の実施や職員の経験・役職に応じた研修の実施など職員の人材育成に効果的な取組 ・職員に対するキャリアパスの明示や資格取得に向けた支援制度の導入など、職員の意欲向上に効果的な取組 <p>○介護現場の生産性向上に係る取組がなされているか。 (取組の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の課題を踏まえた目的を設定し、改善を図るための取組 ・機器の導入のみにとどまらず、業務全体を見直す取組 ・従来の仕組みや思考にとらわれず、新しい技術の活用や斬新な発想がみられる取組 <p>●「みえ働きやすい介護職場取組宣言」として取り組んでいるか。</p>	50 (10)
②実効性のある取組であること	<ul style="list-style-type: none"> ・取組の実施により、職員の業務への満足度が高まっているか。 ・取組の実施により職員の負担軽減、サービスの質の確保が図られているか。 ・取組の実施に当たり、職員の意見を聞く機会があるか。また、事業者のみならず事業所内の様々な職種・役職の職員が協力して取組を推進する体制となっているか。 <p>●「みえ働きやすい介護職場取組宣言」として取り組んでいるか。</p>	30 (10)
③持続性のある取組であること	<ul style="list-style-type: none"> ・取組が一過性のものでなく、継続的に取り組む体制や仕組みが整備・検討されているか。 ・取組の実施に当たり、国・自治体の補助金に過度に依存していないか。 	10
④他の事業所での導（横展開）が期待される取組であること、事業所が横展開に協力的であること	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの事業所への横展開が期待できる取組であるか。 ・取組を行おうとする他の事業所に対し、取組の経験のある職員の派遣、取組に係る視察の受け入れを行うなど、取組の横展開に協力的であるか。 	10

※ () で示した配点は、評価ポイント中の●の部分についての配点（※全体の配点の内数）です。